

環境投資の推進

【現状認識】

環境投資の推進については、公共部門及び民間部門における環境投資を促進するための施策が展開されており、一定の成果は得ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、引き続き環境投資を促進するための取組を進めていくことが必要。

(1) 公共部門における環境投資の促進

【取組状況】

平成 16 年度の環境保全経費の総額は、2 兆 5,772 億円で、15 年度当初予算に比べ、1,652 億円、6.0%の減となっている。

また、環境保全経費の効果的な運用を図るため、平成 16 年度から環境保全上の観点からとくに高い効果が期待できると考えられる施策を「推奨事項」として選定。

環境影響評価の技術手法について、最新の科学的知見に基づき、分野別に整理・検討中。また、これまで実施された事後調査を解析することにより、適切な事後調査の実施方法等について検討し情報提供を実施。さらに、これらの成果等を踏まえ、環境影響評価手続における環境影響評価項目及び手法の選定、環境保全措置等についての考え方を定めた基本的事項の点検に着手。

【今後の課題】

環境保全経費については、各方面の関心が高まっていることを踏まえ、今後より一層の効果的な運用を図っていく。

地域の事業の特性に応じた環境アセスメントが実施され、事業を環境保全の観点からより良いものにしていくために、技術手法のレビュー、開発及び情報提供、環境保全措置の情報提供が必要。また、環境影響評価項目及び手法の選定、環境保全措置等についての考え方を定めた基本的事項の点検を推進することが必要。さらに、環境影響評価制度が理解され、必要な意見が提出されるために、普及啓発とともに、各主体間のコミュニケーションを進めるための手法の開発、情報提供の推進が必要。

(2) 民間部門における環境投資の促進

【取組状況】

平成 15 年 3 月に閣議決定した循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会のイメージを提示したほか、循環型社会形成のための数値目標を提示しており、循環型社会ビジネスの推進のための目標として、循環型社会ビジネスの市場規模及び雇用規模を平成 9 年比でそれぞれ 2 倍にすることとした。

平成 15 年 3 月に閣議決定した循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行のため、次のような取組を実施。

- ・廃棄物・リサイクル対策及び廃棄物の適正処理に関する税制上の優遇措置
- ・日本政策投資銀行等の財政投融资対象機関における廃棄物処理施設の整備等に関する政策融資の実施
- ・LCA手法を活用した容器の種類ごとの環境負荷等についての調査研究などの開発・研究・調査の実施
- ・環境カウンセラー事業による環境保全についての助言・指導を行う人材の確保などにより研究者・技術者養成、事業者に対する技術指導

環境に配慮した事業活動を促進するため、次のような取組を実施。

- ・事業者の自主的積極的な環境配慮の取組を支援するためのツールとして、「環境報告書ガイドライン（2003年度版）」等を取りまとめた。
- ・中小事業者向けの環境配慮のツールであるエコアクション21（環境活動評価プログラム）の普及促進に向けたパイロット事業を実施し、ガイドラインを改訂したほか、エコアクション21の説明会を全国5箇所で開催。
- ・運輸関係事業における環境保全のための取組を推進するため、グリーン経営推進マニュアルの普及を図った。
- ・環境報告書等による環境情報の開示を進めるとともに、情報が社会全体として積極的に活用されるよう促すため、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」が平成16年5月に成立。（6月2日公布）
- ・製品評価においてLCAを実践的に適用するためのマニュアルを策定するなど、製品の環境負荷に関する定量的な評価方法・情報提供方法を検討。
- ・環境ラベル等の環境配慮型製品に関する情報提供を行うため、平成13年度から運用を開始している「環境ラベル等データベース」における情報量の拡充を図った。
- ・平成16年3月に23品目の追加等を行うグリーン購入法の基本方針の変更を閣議決定し、同法の対象品目が199品目に拡大。
- ・グリーン購入法に基づく国等の機関における平成14年度の調達の実績は、大半の品目において9割以上の高い調達率を達成。
- ・環境物品等の市場形成状況についても、例えば文具類のうちボールペンにおける特定調達物品の占有率が、平成12年の13.0%から平成14年の27.8%へと2倍以上増加するなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展。
- ・事業者の環境経営度を評点化し、これを融資条件に反映するというわが国で初の環境格付に基づく融資制度を日本政策投資銀行において創設し、環境に配慮した経営を行っている事業者を幅広く支援。

【今後の課題】

引き続き循環基本計画に基づき各種施策を推進し、循環型社会の形成に向けた基盤を

整備する必要がある。また、今年度より循環型社会形成推進基本計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施しており、必要に応じ、この結果を政策に反映させていくこととしている。

環境報告書、環境会計などに取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつあるが、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図ることが必要。具体的には、環境配慮促進法の確実な実施、環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資などの環境に配慮した投融資の促進などを展開していくことが必要。

国等の公的機関によるグリーン購入の取組を質と量の両面から拡充・強化し、市場に与えるインセンティブをより大きなものとしていくためには、国の取組分野を拡大していくとともに、市場において大きな位置を占める地方公共団体による取組を拡大することが必要不可欠。また、消費者による環境物品等の選択を促すためには、環境物品等情報を適切かつ効率的に提供することが必要であり、そのための措置について引き続き検討を実施。

(3) 公共部門、民間部門を通じた環境投資のための環境整備

【取組状況】

環境分野は、第2期科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）において、日本の研究開発の重点分野の一つとされている。また分野別推進戦略では、地球温暖化研究、ゴミゼロ型・資源循環型技術研究、自然共生型流域圏・都市再生技術研究、化学物質リスク総合管理技術研究、地球規模水循環変動研究の5つが重点課題とされ、各府省等関係機関において積極的な研究開発が行われている。

我が国環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測についての推計を平成14年度に実施。環境ビジネスの市場規模については2000年（平成12年）には約30兆円だったものが、2010年（平成22年）には約47兆円、2020年（平成32年）には約58兆円に、雇用規模については2000年（平成12年）には約77万人だったものが、2010年（平成22年）には、約112万人、2020年（平成32年）には約124万人になると推計。（環境省「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測についての推計」）

地球環境パートナーシッププラザでは、NPO活動の支援、パートナーシップ作りの促進のための事業を行ってきた。この間、支援拠点の設置や、NPO等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入など、NPOや企業、市民とパートナーシップ・協働での取組の機会や裾野は着実に広がりつつある。

【今後の課題】

総合科学技術会議では、環境分野を重点4分野の一つとして挙げており、その重要性

に鑑みると一層の増額を図り、環境分野における科学技術の推進を行うことが必要。環境ビジネスの市場規模調査の継続的な実施など、環境保全に関連する産業活動に必要な情報の整備については、引き続き実施していくことが必要。

環境保全活動・環境教育推進法の施行を受け、持続可能な社会に向け、地域の環境問題から地球環境問題に至る幅広い視点で各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適切な仕組みの検討をより一層進めていくことが必要。

(4) 環境分野におけるITの活用

【取組状況】

IT技術の環境問題への活用という観点からは、人工衛星を利用して地球環境を観測・監視する取組が進められており、国土環境のモニタリングのほか、オゾン層の観測等の地球規模での環境の観測・監視が進められている。

IT技術による社会経済システムの改善という観点からは、テレワークの推進に取り組んでおり、平成15年度においてはシンポジウムを開催するなど、周知・広報活動を通じた普及啓発を実施した。

【今後の課題】

地球環境保全のためには、ITの活用は有効な方策であるが、衛星等を活用したものとして、水循環を含む地球環境変動観測や温室効果ガスの監視・観測を充実させる必要がある。

(5) 森林の維持、保全及び整備等

【取組状況】

適切な森林の整備及び保全を推進するとともに、森林整備を通じて供給される国産材の利用を推進している。森林の整備・保全に関しては、15年度には48.3千haの複層林等の多様な森林を造成し、法令等に基づいて適切に保護・保全を行った。また、国産材の利用に関しては、平成15年度の実績は17.5百万 m^3 であった。

【今後の課題】

平成22年度目標である、育成林の適切な整備保全1,160万ha、天然生林の保全590万ha及び国産材供給・利用量25百万 m^3 に向けて、更なる取組を進める必要がある。